

輪島市監査公表第19号

平成26年2月13日付発監査第264号の監査結果報告に基づき、輪島市教育委員会より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成26年 9月18日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝



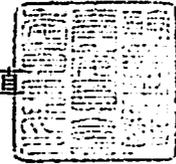


発学第 677 号  
平成26年 9月11日

輪島市監査委員 湊 良作 様  
輪島市監査委員 中山 勝 様

輪島市教育委員会

委員長 小橋 明 直



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関輪島市教育委員会学校教育課  
監査執行 平成26年2月7日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>① 各小中学校での理科薬品等の適正な管理について（文部科学省通達参考）</p> <p>薬品の受払簿を作成し、使用日時・使用量・残量を記載し、常に現有量を理科担当教員及び校長が把握し、安全面を考慮した本市における日常管理体制の取組について検討をお願いします。</p>	<p>① 5月2日（金）の校長会及び5月13日（金）の教頭会にて、監査結果の内容や理科薬品現有量の点検について資料（各校の「理科用薬品現有一覧表」および「オホーツクの風だより」）を配付し、劇薬については、使用量や残量の記録を一覧表または簿冊にて準備し記録するよう指示した。このとき、監査により指摘を受けた旨、校長・教頭に伝え、適正に処置するよう重ねて指示した。</p> <p>8月当初、1学期中の確認を行ったところ、施錠されていない学校が1校、受払簿の作成がなされていない学校が3校あったので、夏休み中に作成するよう、指導した。</p> <p>その後、再度上記4校に確認し、9月9日現在、各小中学校において、劇薬は理科室または理科準備室にて施錠による管理がなされていること、使用量および現有量の記録する用紙を掲示または記録簿として備え付けたことを確認している。</p> <p>なお、小中学校における劇薬等の廃棄については昨年度調査済みで、今年度の松陵中学校の校舎解体時に一緒に廃棄する予定にしている。</p>	<p>措置済み</p>